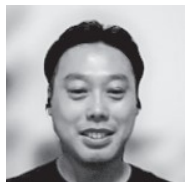


療養費の

いろは

療養費は当会の中でも運営の柱となっています。今回は当会保険部理事のお三方をゲストに、療養費とはそもそもどういったものかという基礎的な話から、保険部の活動、保険を含めた医療連携の話などを伺っていきます。



武山慶さん

三多摩南支部。理事。療養費指導支援・療養費取扱者講習会副担当。



稲垣明子さん

墨田支部長。業務執行理事。療養費指導支援・療養費取扱者講習会担当。



菅野幸治さん

三多摩西支部長。副会長。保健福祉事業部総括。療養費について、鍼灸専門学校での講義もおこなう。

guests

療養費とは？

編集部

そもそも療養費ってどういったものなのか、基本的なところから教えてください。使っていないからよく知らなくて……。

菅野

療養費についてはまず、「療養費」と「療養の給付」があるんです。基本僕たち鍼灸師が使うのは「療養費」ですが、もうひとつの「療養の給付」は病院や我々以外の医療系のところを使う現物支給のことです。

例えば、病院に行って診察や治療をしてもらうと3割の自己負担金を払いますよね。その治療行為が現物支給＝「療養の給付」というものです。では「療養費」というと、病院以外の鍼灸院などで治療を受けることに医師が同意したときに、「療養の給付」ではなく、お金で支払いますよというものです。例えば遠足に行った時に、保険証コピー持ってきてと言いますよね。

編集部

ありましたね。

菅野

保険証がないと治療費を1回現金で全額払わなきゃいけないわけです。そして後で申請するとお金が返ってきます。僕たちの場合は、それと同じ形で、お金で清算される。それが「療養費（の支給）」なんです。

今度は、「療養費」の中の制度について

鍼・灸、マッサージ保険は療養費

・健康保険法第八十七条(療養費の支給)

保険者は、療養の給付（中略）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

話します。皆さんも聞いたことがあると思いますが、「償還払い」と「受領委任払い」という2つがあります。もともと鍼灸の保険診療は、「償還払い」が基本です。「償還払い」は、保険証を忘れたときのように一度患者さんから全額もらうもの。例えば僕の治療が10000円だとすると、僕に1回10000円支払い、僕が患者さんに申請書を渡します。それを患者さんが保険者に自分で持っていくと、その方が自己負担3割だとすると、10000円の7割分が保険者から患者さんに振り込まれる。これって患者さんにとって大変ですよ。

編集部

患者さんが自分で申請するのは大変ですね……。

菅野

そこで「受領委任」ができたんです。これは例えば、先ほどの例と同じく治

療費が1000円だとすると、3割負担であれば僕に300円を払えば患者さんの手間はそこまでです。そして、我々が700円を保険者に請求する。この仕組みが、「受領委任」です。

編集部 とてもわかりやすいです。

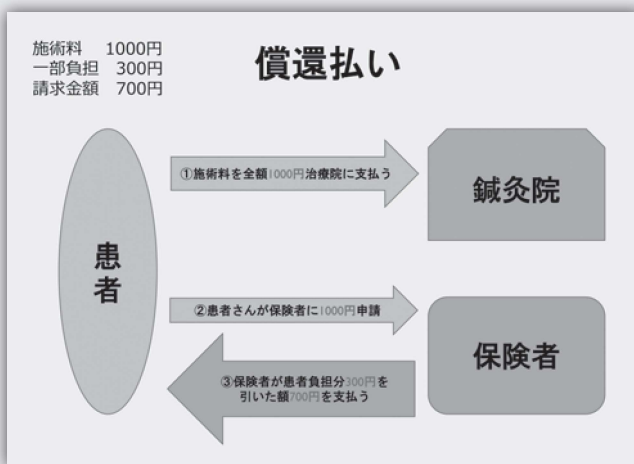
受領委任の 始め方

菅野 「受領委任」を始めるには、

- ・開業届または出張専門の業務開始届のどちらかを保健所に提出すること
- ・地方厚生局（東京の場合は関東信越厚生局）に申し込み、施術管理者番号をもらうこと

この2点が必要なのですが、施術管理者番号をもらうには1年間の実務経験と2日間計16時間の研修を受けて、初めて受領委任が使えるようになるというのが現状です（一部対象者は特例がついて実務期間が短くなることもあります）。

療養費を取り扱う制度は、条件や料金の改定や変更がおこなわれることがありますが、こういった変更などの情報は個人で集めようと思うと大変なんです。その点、東鍼会は日鍼会の理事でもある小林会長がおられる関係で、国からの情報がいち早く伝わります。もちろん後から世間に情報は



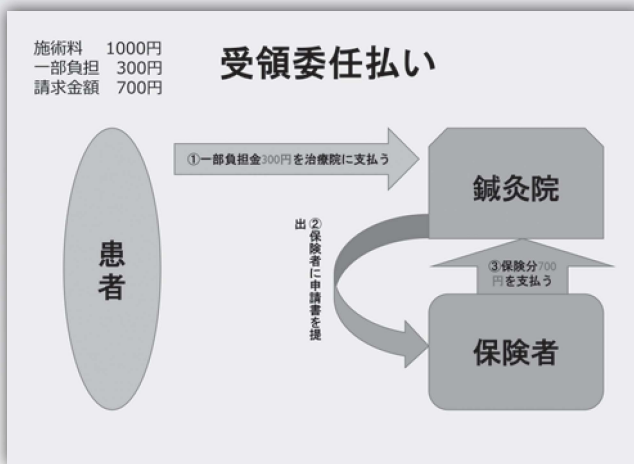
降りてくるんですが、この情報の早さは国と直接やり取りをしているあはき師4団体ならではの強みだと思います。

（※療養費で国と連携が取れているあはき師4団体）

- ・公益社団法人 日本鍼灸師会
- ・公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
- ・公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
- ・社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

編集部 ほかに、会員が東鍼会で療養費を扱うメリットってあるんですか？

稲垣 ありますよ。1つはコストが安いことです。審査会に提出するのに審査料として手数料をいただいています。民間の業者さんに比べたら東鍼会は安い方だと思います。現在A会員と新卒会員は3%です。なぜA会員なのかというと、保険を扱う以



上きちんと賠償責任保険に入ってもらいたいからです。賠償保険もつけてくれるA会員になって、保険も取り扱ってほしいなという思いがあります。

武山 私が東鍼会に入会する以前に使っていた団体の療養費の審査料は4〜5%ぐらいだったので、審査料の安さは入会の理由の一つでした。あとは、やはり業界の中でも信用がある団体は強いです。

菅野 ソフトが使えるのも大きいですね。制作担当者がきめ細かく対応してくださっている。ソフトは今後クラウド化していきますが、現在エラーが起きないかをチェックしている段階です。具体的に決まり次第情報をリリースさせていただければと思います。もう一つ、忘れてはならない点は、保険部の皆さんのおかげで、返戻が少ないことです。

が少ないことです。

東鍼会で療養費を扱うメリット

一般の業者に比べて、

情報が早い

安い

ソフトが使いやすい

保険部の先生方の努力により、返戻が少ない

療養費の受領委任の取扱いの承諾について

施術管理者氏名	菅野 幸治
療養費の種類	はり・きゅう
施設名	名 称 鍼灸治療院
	所在地 東京都八王子市伏方町601-6
備考	

平成29年10月16日 付で申出のあった標記の件について、これを承諾したので通知します。

登録記号番号 13 [] - 0 - 1
承認年月日 平成21年1月1日

菅野 幸治 親

関東信越厚生局長 北窓 隆

東京都知事 小池 百合子

保険部の活動

編集部 保険部の皆さんが担当されていることを具体的に教えてください。

稲垣 保険審査会を毎月第3日曜日におこなっていて、会員の方からの申請書をチェックして問題なければ保険者に、我々で対応できる範囲のミスがあればお電話で確認して、こちらで修正を加えて、保険者に送るといふ審査を担当しています。もしお電話に出られなかったり、我々では修正できないミスがあった場合は返戻となり、会員の方に戻ります。先月(5月)は



1800件の申請書に対して、返戻対象になったのは30数件ほどでした。
編集部 1日で1800件も書類に目を通すんですね！

稲垣 審査会は毎月第3日曜日の10時から17時くらいまでかけておこなっていますが、各支部の保険担当の会員を中心に10人前後で審査をしています。だから一人当たり約200枚の書類を見る計算です。

編集部 お休みの中で活動されてるんですね……。審査会ではどういうところを見ていくんですか？

菅野 参加してくださいっている皆さんには感謝しかありません。

まず、審査会で直せるものと直せないものがあります。今現在は料金と、患者さんのお名前でないところであれば我々で修正ができます。ただ修正をするための条件というのを設けていて、それは日曜日の審査会の時に保険部からの電話につながるこ



と、つながって、なおかつ承諾してくれることです。

例えば同意日の記入漏れがあったとします。その場合、同意書に書いてあって、申請書の方に書いてなければ、該当の会員に電話をかけて、「抜けていますが、書いておきましょうか？」「お願いします」ということになれば書いて完成、正しい申請書であれば、そのまま保険者に送ります。

電話がつながらない場合は基本的にそのまま会員に戻します。我々の方で勝手に書類を書き換えるわけにはいきませんからね。あとは、金額や患者さんの情報の間違いの修正は我々ではできないので、付箋をつけて「ここが間違っています」と書いて戻しています。これらが東鍼会からの返戻ということになります。

編集部 1800件見て、ミスがあった場合は保険部から会員に電話して修正してというのは、結構大変ですね……。電話に出ない人がいたら、その人も困るし保険部の皆さんも困りますね。

武山 困りますね(笑)。電話してミスをこちらで直す提案をしたのに、「なんで日曜に電話してくるの？」という対応をされたこともあります。

稲垣 保険審査会は毎月第3日曜日におこなわれていることを、保険を使われている先生方には覚えておいていただきたいです。皆さんの院の利益にも関わりますからね。

編集部 そうですよ。ちなみに、書類が問題なく通って支給されることになった場合、振り込みはいつくらいになるんですか？

菅野 保険者にもよるんですが割と早い

です。2カ月から3カ月くらいです。

編集部 返戻があった場合は、1カ月空いてという感じですか？

菅野 例えば、被保険者番号や患者さんのお誕生日など、我々でもわからない情報で間違いがあった場合、東鍼会の保険審査会は通ってしまいます。通った後は、例えば国保だとすると、国保連合会というところに一度入りそこでまた審査が入るんですね。ただ、ここでも患者さんの被保険者番号などはわからずに、その次の段階、より細かい担当の保険者での審査が入ります。ここで初めて患者さんの情報の間違いがあった場合はわかるので、もしここを間違っていると返戻でも結構時間がかかります。

編集部 それは時間かかりそうですね……。

療養費
申請で
気をつけて
ほしいこと

編集部 申請においてミスが少ないことがやはり大事だと思います。療養費を扱う会員に、こんなことに注意してほしい！ということがあれば教えてください。

武山 一番は、「提出前の見直しをお願いします！」というところですね。ちゃんと確認されていない人がやはり多いです。同意

書と申請書の照合は審査会でもみんな一番しっかりやってるところなので、それが一番多いと思います。住所、名前、部位……、もちろん、たまに見落としたりすることはあると思いますが、同意日と診察日が日付が前後していたり、というのは実際にあります。

稲垣 それありますね。

武山 例えば同意日よりも診察日が後になる、というのは手順としておかしいので、そういう細かいところのチェックをしっかりしてから出していたければ返戻も少なくて、あらためて審査費も払わなくていいし、私たち保険部としても返戻のお手紙をあんまり書かなくていいので、早く審査も終わってお互いハッピーかなと思います。

稲垣 ほかに、「ちょっとこれ無理かな……」と思いつつも出したであろう申請書はすぐにわかるので、無理かなと思つたらあきらめてもらった方がいいかなと私は思います。

編集部 どういうことですか？

稲垣 例えば、同意書の医療機関の印字が薄いか不明瞭であるとか、同意区分に丸がついていないとか、医師に問い合わせる必要があるものを提出するのはやめたほうがいいです。

武山 それについては僕が保険を取り扱い始めた頃に思ったことですが、医師から来た同意書を「ここ薄いです」とか「間違っています」とかで突き返すと怒らせてしまうんじゃないかという心配もあると思うんです。だから、あわよくばみたいな感じで通す人も、たぶんいると思うんですよね。

稲垣 もちろんそれもあるでしょうし、保険者から意見がつけば医師にも言いやすいから、「わかっているけどあえて出しました」というパターンもあると思います。

そういう時は付箋をつけてほしいです。「難しいと思うんですが、これで出してみます」とか、一言書いていただけると問い合わせのお電話の時間も無駄にならないし、返戻もしなくて済むので、お互いにとって良いことだと思います。

編集部 これちょっと危ないですけど、通してくださいという意思表示がほしいですね。

稲垣 そうです。以前、療養費取扱者講習会で、付箋と摘要欄をうまく使ってくださいと話したことがありました。

適用欄というメモ書きができる空欄があつて、そこには保険者の審査担当者に対して、「同意期限が切れているので再同意書を添付しています」、「再同意書は前の月についているから、この月にはついていません」、「同意医療機関が変わるので、初回の同意になっています」というようなことを書いておく保険者もスムーズに審査できます。

そして、我々審査会に対して何か伝えたいことがあるときには付箋を貼ってほしいです。「無理かもしれないけどこのまま提出してほしい」とか、「新しい申請書をコピーしたので、そつちを提出してください」とか。

編集部 意図を書いてほしいってことですね。保険部に対して、これはこういうつもりで出していますとか。
稲垣 そうです。連絡手段として、付箋

などを利用してもらえることも助かります。

保険部からのお願い

- **保険審査会は毎月第3日曜日開催**
お電話差し上げる場合がありますので、提出された方はご注意ください。
日程は会報別紙「事業日程表」をご確認ください。
- **提出前に必ずご確認ください!**
保険部で対応できる範囲には限界があります。返戻を減らし、支給を早くするためにもくれぐれもご注意ください。
- **摘要欄と付箋を活用ください!**
摘要欄⇒保険者への伝達事項
付箋⇒当会保険部への伝達事項

鍼灸と療養費の未来

編集部 最後に、広報部員から保険部に

2つ質問を預かっているのですが、こちらにお答えいただきたいと思います。

まず1つ目、「受領委任や療養費を扱うことに関してですが、現在地域包括ケア

の勉強会に参加していて、医師や看護師、ケアマネジャーの方と色々関わってるところがあります。そういう方たちとチームを組んで患者さんに療養費を扱った鍼灸を提供する方法や、地域包括ケアに参加する方法などのアイデアがあつたら教えていただきたいです」とのことですが、いかがですか？

武山 私も地域包括ケアの勉強会に出ています。実際にチームを組んで鍼灸を入れるつもりというのとは難しいと、今のところ思っています。個人の個人となり、鍼灸自体の信用性両方をちょっとずつ知ってもらおう。あんまり営業色を出してしまふと嫌がられると思うので、単純に「勉強会に参加しています」、「共通言語を学ぶために来ています」ということで行っていると、そのうちに「ちょっと話振ってみようかな」というような流れができてくると思うんです。今まで出ている勉強会のうちで1つはそういう流れになつていて、往診医から、「こういう痛みの患者さんがいるから、マッサージじゃなくて鍼灸を紹介したいんだけど」と言っていただけたことは今までありません。だから、コツコツやればいいんじゃないかなと思います。

編集部 ケアマネの方や看護師、医師に鍼灸受けてもらうのが一番近道かもしれないですね。

武山 そうですね。自分自身が「ここが痛いんだよって」という症状を持っている人に受けてもらうのが一番早いですよ。そこから繋がって、その先も……。大切なことは他にもあるのですが、まず

はそこが第一歩じゃないかなという気がします。

編集部 ありがとうございます。2つ目の質問です。Twitterで話題になった、同意書の誤解が医師の中で蔓延している件について、保険部としてのご意見を伺いたいと。

こちらに関して少し補足すると、Twitterで「裁判になったときに責任が問われるから、この書類（同意書）にはあんまりサインしない方がいい」という投稿があり、一部の医師の中で同意書に対して誤解やネガティブな意見が出ていることがわかり、ネットをよく見る鍼灸師の中では当時話題になっていました。

武山 なるほど。それは結構心配になる方もおられるかもしれませんね。ですが、以前医師会の先生と話した時に、逆に整形外科の医師が特に書きたがらないというのはどうなのかな？と聞いていると「同じ保険を使う医療職として、鍼灸とか柔整も相棒だと思っている」という言葉をいただきました。

鍼灸を受けたことがあって鍼灸の良さを知っている医師も多いですし、整形外科など対象の疾患内容が同じになつくと同意書を書かない医師がいることを問題視しておられたんですが、「それはお互いを敬遠してるからじゃないか」とその方は言われていて。こう言ってくださる先生方は理解されているので、あんまり気にしないというところが正直なところなんです。そういう先生のところは共通言語で報告をしっかりと書いていけば、煙たがれたり虐げられることはないんじゃないかなと思っております。

それに、同意書の裏面には医師宛に「同意書交付の留意点」が記載されていますが、そこには同意しても医師に責任が及ばないことが明記されているので、同意したからといって裁判に問われることはありません。

菅野 補足になりますが、「Zoom行脚」というのを日鍼会でおこなっています。

茨城県鍼灸師会で医師が同意書を書いてくれないので医師会に色々アタックし続けたら、「じゃあ鍼灸のことをちょっと教えてくれ」ということで医師に向けて鍼灸師が講習会を開いたそうです。「鍼ってこういうものだ」と。そしてそれから何名かの医師たちが「ちょっと受けてみたい」となって、その後も活動を続けた結果、同意書も全部書いてくれるようになってすごくいい関係が出来上がったと。

茨城を参考に我々もそういうところとつながって、鍼灸を、医師、医療関係、他職種にも理解してもらおうという形が一番いいんじゃないかなと。そうすると保険もきつと使いやすくなるし、同意してくれる医師たちもこれまで以上に共感してくれるようになってくれるんじゃないかなと思います。

鍼灸は、「何者かわからない」というところをなくしていかないとダメだと思うので、それはこれからもどんどん我々の活動を通して伝えていくべきところなんじゃないかなと思っておりますので、みんなで作っていきましょう。

編集部 療養費の活動自体、医師とつながることのひとつですからね。今回はお時間いただき、ありがとうございます。

保険部からのお知らせ

療養費申請書記入ソフトクラウド版の申し込みのお願いと注意事項

いつも当会で療養費申請をおこなっている先生方にたいせつなお知らせです。

現在ご利用いただいているCD-ROM版は2024年3月末日をもって利用終了となります。CD-ROM版の利用者は2024年3月末日までは、クラウド版を無償でご利用いただけます。この期間中はCD-ROM版とクラウド版を同時にご利用いただけますので、操作に慣れるためにも、早急にクラウド版への移行を推奨いたします。

クラウド版療養費記入ソフト 受療者情報ページ

注意事項

- CD-ROM版からクラウド版へ直接データ移行はできないため、移行期間中（2024年3月末日まで）にご利用者自身でクラウド版への患者情報のご入力をお願いいたします。
- 2024年4月以降のクラウド版ソフトの年間使用料
東鍼会会員：はりきゅう版、マッサージ版それぞれ年額6,600円/会員外の利用料：年額 46,200円
※4月1日から翌年3月31日まで。 ※年度末毎の更新となります。
- 療養費申請書記入ソフトにより作成された申請書は必ず本会療養費指導支援委員会において申請書の確認を受けることが条件となります。